



財団法人地域総合整備財団 (ふるさと財団) の支援事業について

質 問

財団法人地域総合整備財団の支援事業について教えてください。

回 答

1. はじめに

財団法人地域総合整備財団（以下「ふるさと財団」という。）は、活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、民間能力を活用した地域の総合的な振興・整備業務や、地方公共団体が実施する長期の資金融資業務の支援を行っています。

大きくは「ふるさと融資制度」「新分野進出研究開発補助金」などの融資・助成事業、「PFIアドバイザー派遣」「地域振興フォーラム」などの人材派遣・育成・研修事業、「ふるさと企業大賞」の表彰事業に区分されます。

ここでは、20年度の改正点と新規事業の解説を行います。

2. 20年度の改正点の解説

(1) 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）制度

まず、制度面での改正としては、「地域再生計画認定地域」^{*1}において実施される貸付対象事業については、特定地域経済活性化対策推進地域と同様に融資限度額が引き上げられます。

ただし、地域経済活性化対策推進地域の地域指定は平成19年度で終了されていますので、当該地域で実施される事業に係る限度額の引き上げ措置も終了となります。

***1** 内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法に基づき地域再生計画を申請し、認定を受けた計画に係る地域

次に、運用面の改正は以下の3点です。

①これまで、ふるさと財団が事前協議書類を受け付ける前に着手した案件は対象外でしたが、貸付団体（市町村）が事業者から融資の利用を希望する旨の文書を受け付ける前に着手した案件が対象外となります。

②事前協議書提出前に提出が義務付けられていたプロジェクトシートの廃止及び事前協議書の添付書類のうち年度別損益・資金収支計算書、償還計画・実績表等の詳細書類が削減されました。

③ふるさと財団の事前協議は年3回から随時実施されることになりました。

提出書類が廃止・削減されましたが、事前協議等を円滑に行うためにも、ふるさと融資の利用を検討される事業者がいる場合は、できるだけ早い時期に連絡をお願いします。

平成20年度ふるさと融資限度額表 (億円)

融資比率		通常地域	
		一般地域	沖縄県、特定地域経済活性化、地域再生計画認定地域
都道府県・政令市	通常施設	24	33
	複合施設	36	48
市町村	通常施設	6	8
	複合施設	9	12

(2) PFI / PPP 推進支援事業

地方公共団体における官民連携事業を支援する目的から、PFI・指定管理者・市場化テスト等に関する情報提供サイト「官民連携ポータルサイト（仮称）」が設立されるとともに、地方公共団体職員を対象とする研修会等が充実されます。

PFI基礎講座に実務編が新設され、実際にV

FMの計算するなど、より高度な内容の研修が実施されます。

また、指定管理者研究会（仮称）や市場化テスト研究会（仮称）が開催され、有識者による議論・検討されるとともに報告書等が作成されます。

（3）新分野進出等企業支援補助事業

この事業については、毎年度見直しが行われており、20年度の主要な改正点は以下の3点です。

①補助額 (万円)

	19年度	20年度
小規模商品開発補助金	300以下	500以下
新分野進出研究開発補助金	1000以下（変更なし）	

②申請要件で、企業等の信頼性を担保するために「企業が1年以上1年間以上地方自治体から支援を受けていること」とあったが、市町村に意見が求めることにより信頼性を担保することになったことから、当該要件は廃止された。

③これまで実施されてきたふるさと財団から市町村への概算払いも廃止された。なお、市町村から企業への概算払いは制限されていません。

3. 新規事業の解説

（1）まちなか再生総合プロデュース事業

市町村のまちなか再生を目的とする取組を推進するため、個々のケースに即して、専門分野の違う具体的・実務的ノウハウを有する複数の専門家「まちなか再生支援専門化チーム」及び全体を総合的にプロデュースする専門家「まちなか再生プロデューサー」をコーディネートし、市町村がプロデューサーにまちなか再生に係る業務を委託等する経費の一部が助成する事業です。

助成対象者は市町村になります。まちなか再生の主体が、商店街振興会など市町村と別組織であっても、市町村として積極的に取り組まれる事業が対象となります。

助成金は1,000万円以内／団体で補助率2／3以内となります。当該事業は市町村とプロデューサーとの契約に対しての助成（市町村以外の組織

とプロデューサーとの契約は助成対象外）となりますので、補助率2／3以外の部分については市町村の予算措置が必要となります。

助成は単年度ですが、まちなか再生は単年度で終了するものではありませんので継続される事業でなくてはなりません。

採択の可能性が低い内容は以下のものが考えられます。

- ・市町村の中心となる地区以外の事業
- ・まちなか再生の主体となる組織、市町村の体制が整っていない事業
- ・プロデューサーに求める課題が明瞭でない事業
- ・関係者向け勉強会に留まる事業及び単なる調査、研究事業など、実質的に継続的でない事業

当該事業の取組内容が、他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなるような事例となり得る事業であることが求められています。

（2）e-地域資源活用事業

平成14、15年度のe-ふるさと、平成16、17年度のe-ビジネス、平成18、19年度は大学との連携として進めてきた事業の後継事業として実施されるものです。

平成20年度は「観光」をテーマに、コンテンツ・システム開発、地域間連携のための共通プラットフォーム整備、地域間連携のための協議会の設立・運営等に係る費用に助成する事業です。

助成金は1,000万円以内で助成対象経費の2／3以内となります。

この事業も単年度の助成事業であり、システムやプラットフォームの運営は協議会等で行うこととなります。

また、平成20年度の助成対象期間は4月1日から2月10日までとなっており、他の事業と期間が異なりますので注意してください。

（3）地域再生人材相談事業（仮称）

平成16年度にスタートした地域再生マネージャー事業（新規採択は平成19年度で終了）のノウハウを活用するため、地域再生マネージャーの人材データベースによる人材情報等の提供、セミナーの開催、地域再生マネージャーの短期派遣、アド

バイス等を行う事業です。

地域の課題に対応するために、主に地域マネージャー経験者の情報を提供する相談窓口「いいひと人材情報デスク（仮称）」が設置されます。このデスクを中心に地域再生マネージャーの短期派遣（派遣経費、事務費はふるさと財団負担）等が行われます。

この事業は「頑張る地方応援プログラム」の地域人材ネットとも連携が図られ、より効果的に地域再生に関する情報、人材派遣が実施されます。

4. おわりに

今回説明した事業の要綱及び説明していない事業については、ふるさと財団のホームページ参照してください。（<http://www.furusato-zaidan.or.jp>）

府内市町村では、ふるさと財団の助成を受けている団体は少ない状態が続いています。

特に、ふるさと融資については手続き等が大幅に軽減されたこと、中心市街地での中古資産の買取りや地域経済に影響の大きいホテル・旅館や工場等の買取り（追加の設備投資がある場合はそれを含む）についても融資対象になること。実質公債費比率に影響しないこと。また、地域再生・活性化に対する助成が新設・拡充されたことから、それぞれの地域の持つ魅力を生かしたまちづくりのための検討材料の一つとしていただければと考えています。

（大阪府総務部市町村課振興・合併グループ）